

企画趣旨

神吉知郁子

1 本特集の目的

労働契約においては、契約当事者の合意そのものではなく信義則を根拠として多種多様な付隨義務が導かれたり、使用者の指揮命令の範囲と行使に権利濫用にもとづく一定の制限がかけられたりする。また、労働契約関係には、組織としての集合的処理や、契約内容の柔軟な調整への要請もある。判例にもとづき労働契約法に実定化された、就業規則が合理性と周知を要件に合意がなくとも労働契約の内容となり反対する労働者をも拘束するという法理は、労働者の意思を離れた契約の規律の一例である。判例はまた、就業規則の不利益変更が当事者の合意により拘束力を生じることを認めつつ、意思表示が自由意思によってなされたことの合理的な理由の客観的存在を求めることで、意思自体の探究というよりは、不利益の内容や、労働者への説明の内容といった外在的な要素を反映させる途を設けている。そのほかにも、規範的要件である合理性や相当性を媒介に、むしろ表示された意思を重視しないよう歯止めをかけるなどして、労働契約の柔軟な解釈と個別具体的な紛争解決を導こうとする場面が多々ある。

このように、労働契約といふいわば「容器」に、合理的な意思解釈やそれ以外の「補充」のプロセスによって合意（狭義の労働契約）以外のさまざまな外的規範を取り込むことによって、広義の労働契約が形成されていく。その意味で、労働契約には合意の外側からの規律が重要な意味をもつ。本特集は、そうした労働契約の規範定立における「合意外・契約内」の部分に着目し、判例や立法によって具体化されてきたその内容や機能を探ることを目的とした。

2 本特集の構成

(1) 民法学からみた労働法学における契約規範の定立

民法上の雇用契約と労働法上の労働契約を同一の契約類型とみる立場が長らく通説であったにもかかわらず、契約論において当然に交錯する民法と労働法の対話は必ずしも活発ではなかった。そこには、民法学における契約論の展開を十分に踏まえないままに市民法と労働法の原理的対抗の構図を描いていたという問題もあったようである。民法の契約理論とは独自に発展した近時の労働法学における労働契約理論は、民法学の知見からはどのように整理されるのか。森田論文は、契約規範の形態原理に関して、当事者意思の多層性を整理した上で、労働判例における合理的自由意思法理や労働法独自の意思表示理論の展開を分析し、その問題の拡がりと展望を示す。

(2) 信義則上の安全配慮義務の拡大

労働関係においては、安全配慮義務を起点として、とくに各種ハラスマント対策への要請を契機に職場環境配慮義務の内容が充実していった。また、差別的言動禁止・差別的思想醸成避止義務、就業環境相談対応義務などの義務の存在に言及する裁判例もみられる。信義則といふ抽象的な原則の下で具体化されるそれぞれの義務はどのような義務を形作り、相互にどのような効果をもたらすのか。水島論文は、裁判例の蓄積とそれに関連する立法や解釈指針の相互関係を網羅的に整理し、こうした信義則上の配慮義務のさらなる拡大可能性を指摘する。

(3) 「不完全」な労務提供の受領義務

事前の限定合意がなければ、使用者の指揮命令